

国民健康保険被保険者証の更新月が変わります

問合せ先／国保医療課 ☎42-8721
fax42-1792 kokuho@city.kasai.lg.jp

令和3年8月1日から「被保険者証」と70歳以上75歳未満の方が持つ「高齢受給者証」が1枚の証（被保険者証兼高齢受給者証）になります。被保険者証・高齢受給者証の一体化にともない、70歳未満の方も含め、すべての被保険者証の更新月が、従来の12月から8月の更新に変わります。令和2年11月には新しい被保険者証とともに案内文をお送りしておりますが、詳しい内容は、加西市のホームページ（TOP＞暮らし＞国民健康保険＞国民健康保険について）にあるリンク先「加西市国民健康保険にご加入のみなさまへ」をご確認いただくか、お問い合わせください。



障害年金等を受給しているひとり親家庭の皆さまへ

問合せ先／地域福祉課 ☎42-8709
fax43-1801 fukushi@city.kasai.lg.jp

児童扶養手当法の一部改正により、3月分（5月支払い）から障害基礎年金等を受給している方の児童扶養手当の算出方法が変わります。

●内容

これまで、障害基礎年金等（※¹）を受給しているひとり親家庭は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでした。このたび、児童扶養手当法の一部改正により、3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

なお、障害基礎年金等以外の公的年金等（※²）を受給している方については、改正はありません。

（※¹）：国民年金法による障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など。厚生年金保険法による障害厚生年金は含まれません。

（※²）：遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等や障害厚生年金（3級）のみを受給している方。

●手当を受給するための手続き

- ・すでに児童扶養手当の認定を受けている方は、申請不要
 - ・それ以外の方は申請が必要
- 地域福祉課までお問い合わせください。

●申請期限／6月30日（水）

※通常、児童扶養手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害基礎年金等を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、3月1日に支給要件を満たしている方は、6月30日までに申請すれば、3月分の手当から受給できます。

空き家の定期相談会が中止

加西空き家対策専門家協議会（え〜がい加西）では、市と連携して空き家の相談会を定期的に行っていますが、緊急事態宣言の再発令を受けて2月9日開催分は中止します。

なお、空き家に関する相談は随時、電話でも受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

●え〜がい加西について／市内の建築士、税理士、司法書士、不動産事業者等の各分野の専門家が、相続、売却、管理等のさまざまな市内の空き家問題を解決するために立ち上げた協議会で、空き家の売買や解体等に関する各種相談を受け付けています。

●問合せ先／加西空き家対策専門家協議会（え〜がい加西） ☎43-8810（平日9時～17時）

国民年金保険料の納付は口座振替がお得

問合せ先／市民課 ☎42-8722
加古川年金事務所 ☎079-427-4740

国民年金保険料の納付を「口座振替」や「クレジット納付」にすると、指定の口座やクレジットカードから保険料が引き落とされます。納め忘れを防ぎ、金融機関に行く手間も省けます。さらに、「前納」や「早割」を組み合わせることで、納付書で納めるよりもお得な割引も受けられます。口座振替やクレジットカードによる前納の申し込みは2月末となっていますので、お早めにお申し込みください。

●口座振替の申込方法

加古川年金事務所、口座振替を希望する金融機関または市民課にお申し込みください。市民課で申し込まれる場合は、2月中旬までにお手続きください。

●申込に必要なもの

- ・基礎年金番号のわかるもの
- ・預金通帳等振込先のわかるもの
- ・口座届出印

所得税等の確定申告・市県民税の申告

問合せ先／税務課 ☎42-8712
社税務署 ☎0795-42-0223

■令和2年分所得税等の確定申告・令和3年度市県民税申告の相談日程など

申告相談を下記の日程で行います。今年は市職員による申告相談会場が、**加西市役所1階多目的ホールから加西市民会館コミュニティセンター3階小ホールに変更となります。**ご注意ください。

※会場内の新型コロナウイルス感染防止のため、①事前の検温、②マスク着用、③筆記用具の携行にご協力をお願いします。

区分	受付期間・時間	場所（問合せ先）
税理士による 無料申告相談	2月3日（水）～4日（木） 9:30～11:30 13:00～15:30	アステアかさい3階集会室 (社税務署 ☎0795-42-0223)
市職員による 申告相談	2月16日（火）～3月15日（月）の平日 9:00～16:00 ※2月24日（水）、3月3日（水） は受付時間を19時まで延長	加西市民会館コミュニティセンター3階小ホール (☎42-3977) ※税務署職員の出張相談は2月 22日（月）まで（受付時間9:30～15:30）
社税務署職員に よる申告相談	2月16日（火）～3月15日（月）の平日 9:00～16:00	社税務署（☎0795-42-0223）

※混雑の状況により早めに受付を終了することがあります。

●対象者

市職員による申告相談

- ①給与所得者および公的年金等受給者
- ②上記①以外の方で、おおむね所得300万円未満の白色申告者（事業等の収入が約1,000万円未満である方）

●申告に必要なもの

- ・本人確認書類（マイナンバーカード等）および認印
- ・所得税のお知らせハガキや通知書（送付のあった方）
- ・生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ・配当所得の支払通知書等（申告をされる方）
- ・医療費控除を受ける場合は医療費控除の明細書（医療費通知書から合計額を転記した場合はその通知書）
- ・還付申告の場合は申告される方の振込口座が分かるもの（通帳やキャッシュカード等）
- ・その他申告書の作成に必要な書類

※新たに振替納税を希望される方は、申告者ご本人の通帳またはキャッシュカード・通帳届出印をご持参ください。

●税理士による申告相談

- ①前年分所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者または雑所得者（譲渡所得がある方は除く）のうち基準期間の課税売上高が概ね3,000万円以下の方
- ②給与所得者および年金受給者（譲渡所得がある方は除く）

- ・所得税または市県民税の申告書（送付のあった方）
- ・源泉徴収票（給与所得、年金所得がある方）
- ・国民年金保険料の控除証明書または領収書
- ・収支内訳書等